

### 3 志 賀 昇 議 員

- 1 財政運営について
- 2 企業誘致並びに道の駅、タラ丸市場の推進について
- 3 町内のカラス対策について



#### 1 財政運営について

町の経済は、3年半のコロナ禍を乗り越え、経済活動が徐々に進む一方で、世界的なエネルギーや食糧価格の高騰、労働者の確保などが厳しい状況であります。

こうした中において町税や地方交付税の確保はもとより、国や北海道の補助制度や民間資金の活用、町有未利用地売却、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングの新たな財源確保に取り組むとしておりますので、次の点についてお伺いいたします。

1項目めは、本年度の交付税が7月31日に新聞発表され、岩内町は普通交付税と臨時財政対策債を合わせて28億4,900万円で対前年比で0.5%減となっていることから、今後、益々人口減少が進む状況において普通交付税・特別交付税の確保が難しくなると思われませんが、今後の財政運営上の影響及び減額要因をお伺いいたします。

2項目めは、近年、公営住宅等の未利用地財産が多く発生していることに伴い、財源確保のための売却が進められておりますが、その実績と効果についてお伺いいたします。

3項目めは、義務教育学校の着手に伴い、令和5年度より工事発注が進められておりますが、発注後の物価高騰など、工事請負金額の増すうが発生しております。町財政の影響と今後の財政見通しについてお伺いいたします。

4項目めは、財政調整基金は、近年、徐々に増額が図られておりますが、近隣市町村と比較して大幅に少なく危機的な状態と思われれます。直近5年間の推移と本町の財政規模での基金の理想額はどの程度なのかお伺いいたします。

5項目めは、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングの新たな財源確保に取り組むとしておりますが、取り組み状況についてお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、普通交付税・特別交付税の確保が厳しくなると思われませんが、今後の財政運営上の影響及び減額要因についてはであります。

本年度の普通交付税の交付額が7月に決定し、昨年度の当初算定額との比較では、普通交付税が336万2,000円の減、率では0.1%の減、臨時財政対策債が1,196万5,000円の減、率では55%の減、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた額では、1,532万7,000円の減、率では0.5%の減となっております。

普通交付税につきましては、昨年度から約300万円の減額となったものの、基準財政需要額の下水道費において、国の政策により下水道事業の資本費平準化債が拡充されたことに伴い、借入見込額が大幅に増額となった影響を受け、下水道費の需要額が約6,000万円減額となったことが主な減額の要因であり、他の基準財政需要額の項目については概ね増額となったことから、全体では約300万円の減額に留まっております。

人口減少の普通交付税への影響につきましては、普通交付税は基準財政需要額の多くの項目で国勢調査人口を用いておりますが、平成27年度から令和2年度に国勢調査人口の算定数値が切り替わった令和3年度の算定においては、人口の減少分を補う形で補正係数や単位費用が変更されたことにより、国勢調査人口による算定額の影響はほとんど受けておりません。

次に、特別交付税につきましては、普通交付税で補足されない災害などの特別の財政需要に対して交付されるものであり、本町においても除排雪や地域医療支援の経費などに交付されております。

また、算定にあたっては、全国的に災害等が発生した地域に優先的に配分され、人口減少の影響を直接受けるものではありませんが、近年では、地域おこし協力隊や地域活性化起業人など、新たに措置された項目もあることから、国からの情報などを十分把握しながら、新規事業などにおいて、特別交付税を効率的に活用した事業の実施に努めてまいります。

いずれにいたしましても、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税の国の予算額は、毎年度の地方財政計画において、国税収入や経済情勢等を鑑みて決定されており、将来的な交付額の推計は難しいところではありますが、町の財政運営の方針として、普通交付税に依存しない持続可能な行財政基盤の確立が目標であることから、これまでも取り組んできた自主財源の確保を継続しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

2 項めは、未利用地財産の売却の実績と効果についてであります。

町では、自主財源確保の1つとして、未利用の町有財産の処分を進めており、令和3年度以降の町有財産の売却実績であります。令和3年度は、旧水産研修センターの土地と建物など3件の売却による収入額は1,368万7,000円、令和4年度は、大浜団地跡地の宅地分譲や清住団地跡地など3件の売却により、収入額は582万6,000円となっております。

令和5年度につきましては、障がい者相談支援センターの移転先として社会福祉法人あけぼの福祉会に減額譲渡した旧中央保育所や岩内警察署の庁舎敷地として売却したみどりヶ丘団地跡地など、大口の売却が重なったこともあり、令和5年度の収入額は、13件の売却を合わせて1億90万1,000円となっており、測量費や財政融資資金の繰上償還費など売却に要した経費を除いた

実収益としても約4,000万円と、令和5年度の決算収支においても大きな効果となっております。

また、令和5年度は、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき、東相生団地跡地において、コミュニティホームいわないの職員宿舍用地と共同住宅用地の2区画のほか、個人住宅6区画を合わせて8区画の宅地分譲を行い、これまでに全ての売却を終えており、コミュニティホームいわないにおいては、職員の居住環境の整備に貢献できたほか、個人向けの6区画については、3区画が町外からの転居となり、移住定住としての効果をもたらしております。

いずれにいたしましても、人口減少に伴い町税等の歳入の減少が見込まれる中、自主財源の確保の1つとして、今後においても、宅地等のニーズを把握しながら、計画的かつ有効的な未利用町有地の活用・処分に努めてまいります。

3項めは、義務教育学校の工事請負金額の増すうによる町財政の影響と今後の財政見通しについてであります。

令和4年度に事業着手しました義務教育学校整備事業は、当初から現時点までの間に全体事業費が約18億円増えており、今後においても経済情勢等により、事業費の変動が想定されるところであります。

本事業は、多額の地方債の借入を伴い、決算収支額や財政健全化比率に対して大きく影響することから、町といたしましては、健全な財政運営を進めるため、影響を最小限とするための手法を取り入れております。

その1つは、地方債の事業区分の選択であります。交付税措置率が7割と有利な条件である過疎対策事業債を選択し、実際の財政負担額は3割に抑えられていることから、償還年度の決算収支のほか、財政健全化比率である実質公債費比率や将来負担比率への影響も最小限に抑えられます。

2つめは、地方債の償還年数についてであります。地方公共団体金融機構から借入し、30年での償還期間を選択することで、償還額の平準化が図られ、単年度の財政負担が軽減されます。

事業3年目となる今年度までは、申請額どおりの過疎対策事業債の配分を受けており、特に借入額が大きく増える今年度においては、過疎対策事業債に脱炭素化推進特別分の枠が新たに設けられたことから、本町においてもZEB化に係る事業が借入対象となる脱炭素化推進特別分を併用して申請することで、より確実に借入額が配分されるような工夫を行っております。

現時点での財政見通しでは、各年度の決算収支は黒字を維持できるとともに、将来負担比率においては、地方債残高がピークとなる令和7年度に96%まで上昇するものの、令和8年度以降はゆるやかに下降していくものと考えており、財政運営上の大きな影響は生じないものと判断しております。

今後におきましても、事業費の変動に応じて、的確な地方債等の財源確保に努めるとともに、今年度に全体的な見直しを行う中長期財政見通しを将来的な財政指標として活用することで、健全な財政運営に取り組んでまいります。

4項めは、財政調整基金の推移と理想額ほどの程度なのかであります。

本町の財政調整基金は、地方財政法の規定に基づき、災害対策の財源その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に応ずる財源に充てるために積立しており、令和元年度末の基金残高は1億3,423万円となっております。

令和2年度以降の推移についてであります。令和2年度は、1件の指定寄附の積立により、1億3,488万円となり、令和3年度以降は、前年度の一般会計決算収支の余剰分を財政調整基金や他の目的基金に積立しており、令和

3年度に、1億7,000万円を積立し、残高は3億497万円、令和4年度は、3億円を積立し、残高は6億515万円、令和5年度は、1億5,000万円を積立し、残高は7億5,534万円となり、年々残高が増加しております。

また、財政調整基金の理想額についてではありますが、総務省からは残高の基準について示されておきませんが、一般的には、標準財政規模の10%から20%が適正と言われており、平成29年度の総務省の調査によりますと、全国において約6割の市町村が標準財政規模の20%を超える状況にあります。

本町におきましては、本定例会に上程している一般会計補正予算第4号において財政調整基金に1億円を積立することにより、令和6年度末の残高は、8億5,584万円となり、令和6年度の標準財政規模に対する割合は、19.6%を見込んでおり、基金の目的を果たす一定程度の残高を確保できるものと考えております。

いずれにいたしましても、災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備える財政調整基金につきましては、今後の各年度の決算状況を踏まえて、他の目的基金とのバランスも考慮しながら、基金残高の確保に努めてまいります。

5項めは、新たな財源確保の取組状況についてであります。

はじめに、企業版ふるさと納税につきましては、令和5年度までに13件の寄附を、本年度においては令和6年8月31日時点で1件の寄附をいただいているところであります。

また、本年度の具体的な取組といたしましては、企業版ふるさと納税業務支援サービスの利用契約を締結している民間事業者において、町の寄附対象事業を紹介するパンフレットが作成され、町への寄附を促していただくよう8月22日より寄附見込み企業に対する営業が開始されているところであります。

次に、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、岩内大火復興70周年記念式典に対する寄附を募るため、令和6年6月1日から7月15日の期間で募集を実施したところでありますが、募集期間終了後も、引き続き町内外の個人・団体の方々より温かなご支援が届いているところであり、8月31日時点で157件、200万9,000円の寄附をいただいているところであります。

## 2 企業誘致並びに道の駅、タラ丸市場の推進について

本年度の町政執行方針では、企業訪問活動の展開を中心に海洋深層水などの地域資源、後志自動車道の共和インターチェンジの将来的な開通を見据えた優位性や各種支援制度を情報発信しながら、企業立地の促進に努めるとしておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1項目めは、直近5年間の企業誘致、訪問活動状況と企業誘致件数についてお伺いいたします。

2項目めは、岩内町の経済発展の礎は、漁業・農業・水産加工業・建設業・運輸業・食品製造業・商店などが、既存の事業として大きく発展してまいりましたが、近年はこれらの企業の移転・閉店・撤退が進んでいること、更には近年、農業分野の酪農においても同様の現象が発生しており、この様な状況を的確に把握した中で新たに企業を誘致することの難しさの観点からも、既存の企業を守り・育てる支援に取り組むことが最重要課題と思われませんが、町の考えについてお伺いいたします。

3項目めは、後志自動車道の共和町インターチェンジまで開通した場合、交通量の増大が予測されることから、現在の道の駅・タラ丸市場の改修整備が最重要課題と思われませんが、道の駅・タラ丸市場の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、直近 5 年間の企業誘致、訪問活動状況と企業誘致件数についてであります。

過去 5 年間ににおける企業訪問の活動状況につきましては、コロナ禍による行動制限などの影響もありましたが、延べ件数でお答えしますと、令和元年度では道外企業訪問 3 件、令和 2 年度では、現在、企業誘致を進めております日本サーモンファーム株式会社など道外企業訪問 2 件、道内企業訪問 1 件の計 3 件、令和 3 年度では、日本サーモンファーム株式会社を中心に、道外企業訪問 7 件、道内企業訪問 2 件の計 9 件、令和 4 年度では、道外企業訪問 7 件のほか、重点的に海洋深層水の利活用促進も合わせ、道内企業訪問 5 件の計 12 件、令和 5 年度では、日本サーモンファーム株式会社を中心に、道外企業訪問 8 件、道内企業訪問 1 件の計 9 件となっております。

また、過去 5 年間での企業誘致件数につきましては、雇用人数が 3 人以上の企業でお答えいたしますと、令和元年度から令和 3 年度までは実績がなく、令和 4 年度に農産加工品の製造企業 1 社を誘致し、令和 5 年度では生鮮魚介類の卸売企業 1 社の企業進出をサポートしたところであります。

今後におきましても、これまでの企業訪問の実績を踏まえ、本町に関心のある企業に絞り込んだ中で、トップセールスを中心に、企業誘致の実現を目指し、鋭意努力してまいります。

2 項めは、近年、既存企業の撤退等の状況や、新たに企業誘致することの難しさの観点からも、最重要課題となる既存企業への支援の取り組みについてであります。

現在、企業を取り巻く環境につきましては、コロナ禍における社会環境の変化や、電気料金、燃料、原材料の高騰に加え、労働力の低下や賃金の上昇など、様々な問題が山積しており、企業として存続や成長していくことが非常に難しい状況下にあります。

こうした中、本町におきましても、工場の町外移転などが生じる実状を踏まえ、支援の必要性は重要であると認識しており、近年では、町内事業者や企業から経営状況などの聞き取りを行う中で、令和 4 年度では電気料や燃料、資材等高騰に伴う経営支援として 205 件の町内事業者へ支援金を交付し、令和 5 年度では高圧電力を使用している 45 件の事業者に対して、物価高騰対策支援金を交付したところであります。

また、本町の基幹産業である水産加工業では、ふるさと納税におきまして、各事業者と連携する中で、寄附金額が増加傾向で推移するなど、加工品の販売促進に繋がっている状況でありますので、こうした連携や取組を継続しながら、経営基盤の安定化や経営体質の強化に繋がるよう各事業者や企業との連携・支援に努めてまいります。

3 項めは、道の駅、タラ丸市場の取り組み状況と今後の見通しについてであります。

本町を取り巻く環境は、後志自動車道共和インターチェンジの将来的な開通などに伴う交通インフラの利便性の向上に加え、恵まれた自然を活かした円山リゾートエリアへのインバウンド客の来訪など、ビジネスチャンスが到来している状況にあります。

こうした中、魅力ある町として維持・発展していくためには、そこに来なけ

れば得られない地域の特性を活かした磨き上げ、いわゆる付加価値を付け、それに経済的視点を加えた稼ぐ力の養成が重要であると考えております。

そこで、道の駅につきましては、現在、道の駅検討会において、各道の駅の調査などに関する情報提供を中心に意見交換しているところであり、引き続き、本町にふさわしい道の駅のあり方について、道内外の主要な道の駅を視察し、収集した情報の分析結果などを道の駅検討会で意見交換しながら、本町の道の駅に必要な機能やコンセプトなどについて検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、タラ丸市場につきましては、現在、1店舗のみの営業となっているほか、周辺設備も老朽化が進んでいる現状にあります。

こうした状況も踏まえ、タラ丸市場につきましても、道の駅を含めた一体的な施設として位置づけ、現状のタラ丸市場の課題などを踏まえ、道の駅と同様に今後のあり方について、検討が必要になるものと考えております。

いずれにいたしましても、道の駅、タラ丸市場につきましては、中・長期的視点に立ち、その時々町の動静や諸課題など、様々な社会情勢の変化を見極めながら、時期を見定めて計画的に転換を図るべきものと考えており、現在、この町の未来に向けて力強い産業基盤を構築していくことを目的に、立地適正化計画並びに産業振興プランの策定作業を進めておりますので、この中で方向性を示してまいりたいと考えております。

### 3 町内のカラス対策について

町における有害鳥獣対策については、農林水産業費でエゾシカ・カラス・キツネ・アライグマなどの駆除に対する取り組みを進められております。こうした中、カラスが協会病院付近の電線に止まり糞などを道路に落とす状況は電線などの対策を講じたことから、改善に向けた効果は表れております。しかしながら、学校の体育館の屋根に大量のカラスが休んでいたりと、町内のゴミを荒らすなどカラスによる被害が後を絶たない状況であります。今後、カラスの被害を軽減していくための対策をどの様に取り組まれるのか、お伺いいたします。



**【答 弁】**

**町 長：**

カラスは、街中で野生の生活を営んでいるもっとも身近な野鳥のひとつであり、生物の多様性の確保などを目的とした、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、保護の対象となっております。

町ではこれまでも、生活環境への被害を未然に防ぐため、関係法令に基づき、高木の巣や雛などの除去作業の実施による、個体数の増加抑制や、電力通信事業者への防鳥対策工事の要請など様々な対策を講じているところであります。

しかしながら、町内においては、相当数のカラスが確認され、春先の繁殖期には、威嚇されるなどの人的被害、糞やゴミの散乱など、生活環境被害があるほか、カラスに餌を与える人がいるなど、この問題解決には、多岐にわたる分野からのアプローチと、相当の労力や時間を要するものと認識しております。

こうした中、環境省のカラス対策マニュアルでは、市街地でのカラスが増える大きな要因の一つとして、生ごみや家庭菜園、ペット等のための置き餌など、市街地はカラスにとって、豊富な餌場となっていることが考えられており、こうした入手が容易で栄養価が高いゴミ等によって、カラスの繁殖力が高まるとともに、人を怖がらなくなることに加えて、猛禽類などの天敵も少ないことから、巣作りも市街地で行うようになったとされております。

このことは、ゴミ等の人の生活環境が、市街地におけるカラスを呼び寄せた結果であるとも考えられますが、一方で、こうしたカラスの餌場となるような生活環境の改善を図ることによって、個体数を減らすことが可能になるものと推考しており、これまで行ってきた高木の巣や雛などの除去作業と並行して、とりわけ、ゴミ及びゴミステーションの適正管理やゴミ捨てマナーの周知徹底、不法投棄対策などを引き続き実施することにより、被害の軽減に努めるとともに、カラスと人との摩擦が生じにくい環境づくりを目指し、北海道などの関係機関とも連携を図りながら、継続的に取り組んでまいります。